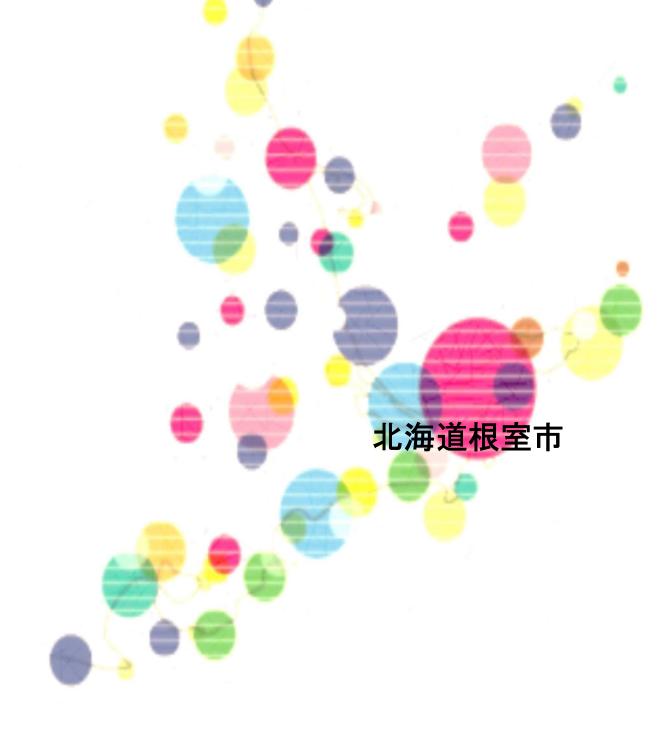
根室市 男女共同参画基本計画 (平成27年度~36年度)

~男女が互いに人権を尊重し支え合うまちを目指して~



はじめに

根室市では、平成16年に根室市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会形成のため、一人ひとりが考え、お互いを思いやるパートナーシップを持って行動することが大切であるとして、施策を推進してまいりました。

しかしながら、家庭、職場、地域社会などでは性別による固定的な役割分担意識は 少なからず残っており、また、男女間におけるあらゆる暴力の根絶、仕事と生活の調 和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など、まだまだ解決すべき課題も多く残され ています。

こうした状況を踏まえ、国や北海道などの取り組みや、新たな視点を加え、男女共同参画の取り組みを進めていくため、新たに「根室市男女共同参画基本計画 (平成 27 年度~36 年度)」を策定いたしました。

この基本計画では、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族形態や地域社会の変化、長引く景気の低迷などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠であると考え、「第9期根室市総合計画」の分野別計画に位置づけ、

「男女が互いに人権を尊重し支え合うまち」の実現を目標として、男女共同参画に対 する理解や促進に向けた取り組みを進めていくことといたしました。

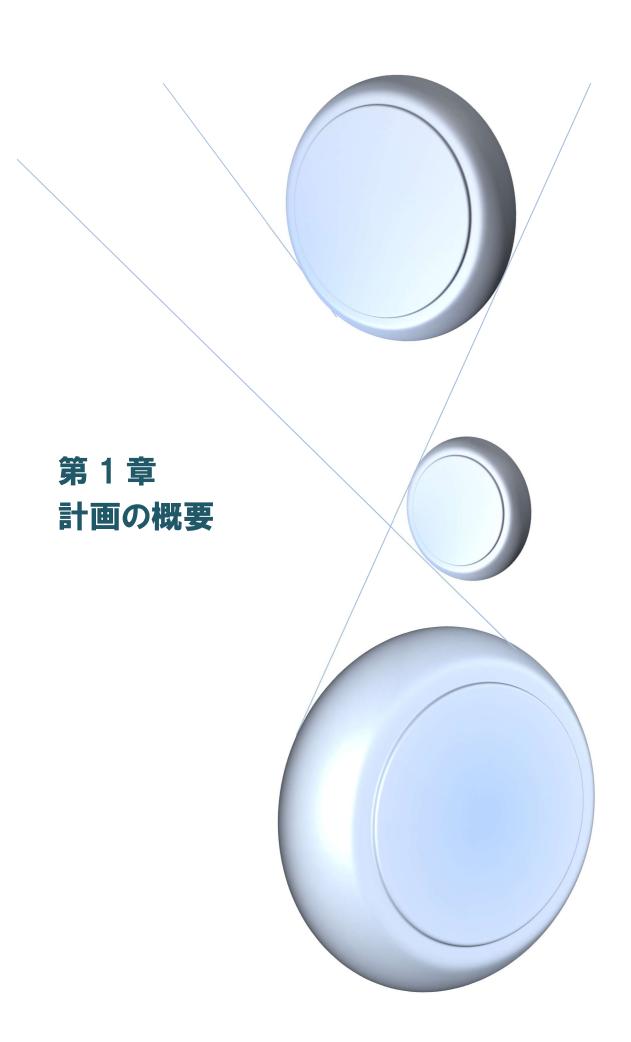
今後は、この基本計画をもとに、市民の皆さまをはじめ企業や関係機関・団体の方々と連携・協働を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に推進してまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この基本計画の策定にあたりご意見やご提言をいただきました根室市男女 共同参画基本計画策定懇話会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきまし た市民の皆さま並びに関係各位に心からお礼申し上げます。

根室市長 石垣 雅敏

目 次

第1章	計画	画の概要		
	1	計画策定の	の趣旨	2
	2	計画の性	各と位置づけ	3
	3	計画の期間	間	3
	4	男女共同都	参画の背景	4
	5	根室市の理	見状	6
第2章	計画	画の基本的な	な考え方	
	1	計画の基準	本理念	1 4
	2			1 5
	3	計画の体系		1 6
第3章		後の展開		
			男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	
	_		男女共同参画の意識の醸成	18
			男女共同参画の視点に立った学びの推進	2 0
			男女の人権尊重と生涯を通じた健康への支援	
		基本方向3		2 2
			生涯を通じた健康支援	2 4
			男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援	
		基本方向5	就労の場における男女共同参画の推進	2 6
			仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	2 8
			あらゆる分野での男女共同参画の推進	
		基本方向7	地域社会等における男女共同参画の推進	3 0
	1	基本方向8	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	3 2
第4章	計画	画推進体制		
	1		画と協働の推進	3 6
	2		おける推進体制	3 6
	3		道等との連携	3 6
	4	計画の進行	· 一管理	3 6
	5	成果指標		3 6
資料編	○ +	9字士田 <i>十</i> -	H. 同杂而甘于 - 计而	2.0
			共同参画基本計画策定懇話会設置要綱 サ同参画基本計画等定懇託会委員名第	38
	\cup 1	区全川为人	共同参画基本計画策定懇話会委員名簿	3 9



1 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進行などにより、家族形態は変化し、価値観やライフスタイル*が多様化するなど環境は大きく変化しており、このような社会情勢の変化に対応し、豊かで活力ある地域をつくるためには、誰もが人権を尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

国においては、平成 11 年 (1999 年) 6 月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、『男女が性別にかかわりなく共に助け合って仕事や生活をして、個性と能力を十分に発揮でき、社会のあらゆる場面に参画する』ことを基本に、男女共同参画社会の実現を最重要課題の一つとして位置づけられました。

根室市においては、平成16年(2004年)3月に基本理念や施策などを定めた「根室市男女 共同参画基本計画」を策定し、『男女を問わずみんなが主役の街づくり』に向けて、総合的・計 画的に施策の展開を図ってきました。

しかし、いまだに家庭・職場・地域などの社会において、固定的な性別役割分担意識や男女の不平等感が根強く残るとともに、配偶者やパートナーからの暴力(以下「DV*」という。) やストーカー等の問題が深刻化するなど多くの課題が残されています。

また、国において、平成 27 年(2015 年) 9 月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)を制定し、仕事と家庭を両立できる環境の整備など職業生活における女性の活躍の推進によって、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされました。

こうした状況や新たな課題を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に 推進するため、根室市男女共同参画基本計画(平成 27 年度~36 年度)(以下「計画」という。) を策定するものです。

^{※[}DV(ドメスティック・バイオレンス]:配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったものとの間で起こる暴力のこと。

2 計画の性格と位置づけ

計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく策定するものであり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく計画として位置付けます。

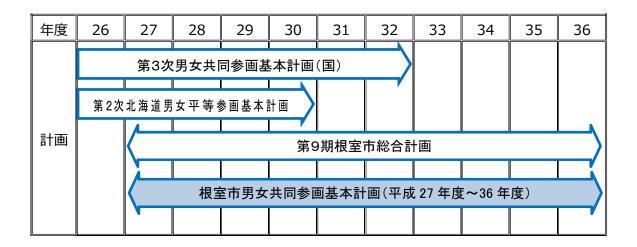
また、「第9期根室市総合計画」を上位計画とし、関連する他の個別計画との整合性や連携を 図りつつ、国や北海道の男女共同参画基本計画を勘案し、根室市における男女共同参画社会の 実現に向け、総合的かつ計画的に推進するための計画です。



3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

なお、計画は、今後の社会情勢の変化や国や道などの動向を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。



3

4 男女共同参画の背景

(1)世界の動き

- ▶ 昭和50年(1975年)にメキシコシティで第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国がとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。
- 昭和54年(1979年)、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。
- ▶ 平成7年(1995年)、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」を採択、戦略目標と行動が示されました。
- 平成12年(2000年)、「女性2000年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況を検討・確認し、課題を明らかにし、一層の行動を求める「政治宣言」及び「成果文書」が採択されました。
- ▶ 平成17年(2005年)、「第49回国連婦人の地位委員会」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の確認と実施状況等の評価・見直しが行われるとともに、更なる実施に向けた戦略等について協議されました。
- 平成22年(2010年)、「第54回国連婦人の地域委員会」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」の完全実施が必須であることなどが確認されました。

(2)国の動き

- ▶ 昭和 50 年(1975 年)、女性に関する施策を総合的かつ効率的に推進するために「婦人問題企画推進本部」が設置されました。
- 昭和60年(1985年)、男女雇用機会均等法の制定、民法・国籍法の改正などを経て、「女子差別撤廃条約」が批准されました。
- 平成11年(1999年)、「男女共同参画基本法」が施行され、平成12年(2000年) には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成17年(2005年)には「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。
- ▶ 平成 19 年(2007年)、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。
- ➤ 平成 22 年(2010年)、国内外の状況の変化を考慮し、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ▶ 平成 26 年(2014年) 10 月、「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「女性の力」を最大限発揮できる活力ある社会、男性も女性もすべての人にとって暮らしやすい社会の実現を目指すこととされました。

- 平成25年(2013年)7月、適用対象の拡大など、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正されました。
- ➤ 平成27年(2015年)9月、仕事と家庭を両立できる環境の整備など職業生活における女性の活躍を推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

(3) 北海道の動き

- 昭和 53 年(1978年)、国の「国内行動計画」を受けて「北海道婦人行動計画」が策定されました。
- 昭和62年(1987年)、「北海道女性の自立プラン」が策定されました。
- ▶ 平成9年(1997年)、「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。
- ➤ 平成13年(2001年)、「北海道男女平等参画推進条例」が施行されました。
- 同年、「北海道男女平等参画審議会」が設置され、「北海道男女共同参画推進本部」は「北海道男女平等参画推進本部」へと改称されました。
- 平成14年(2002年)、条例の基本理念にのっとり、「北海道男女平等参画基本計画」 が策定されました。
- 平成20年(2008年)、社会情勢の変化や道における男女平等参画に係る取り組み、 国の動き等を踏まえ、男女平等参画施策をより総合的、効果的に推進するため「第2 次北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。
- ▶ 平成26年(2014年)10月、オール北海道で女性の活躍支援を推進するための気運の醸成を図ることを目的に「北の輝く女性応援会議」が設置されました。

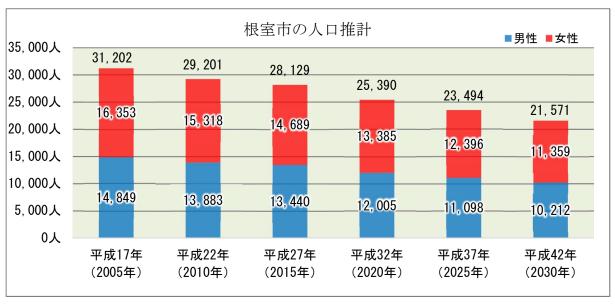
(4) 根室市の動き

- 平成16年(2004年)、「根室市男女共同参画基本計画」を策定し、次の4項目を基本目標として設定しました。
 - ① 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 - ② 女性の人権尊重と生涯を通じた健康への支援
 - ③ 男女の職業と家庭生活の両立への支援
 - ④ あらゆる分野での男女共同参画の推進
- 平成17年(2005年)「根室市男女共同参画推進本部」を設置しました。
- 平成28年(2016年)「根室市男女共同参画基本計画(平成27年度~36年度)」を策定し、次の4点を基本目標として設定しました。
 - ① 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
 - ② 男女の人権尊重と生涯を通じた健康への支援
 - ③ 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援
 - ④ あらゆる分野での男女共同参画の推進

5 根室市の現状

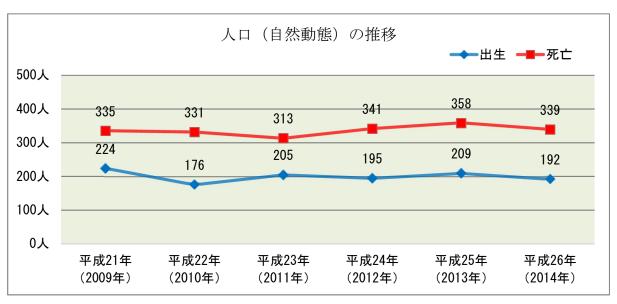
(1) 人口の推移

根室市の人口は、出生数の低下などにより年々減少し、平成 22 年 (2010 年) には、29,201 人となり、今後も人口の減少傾向が続くものと予想され、平成 37 年 (2025 年) には、23,494 人になると推計されています。

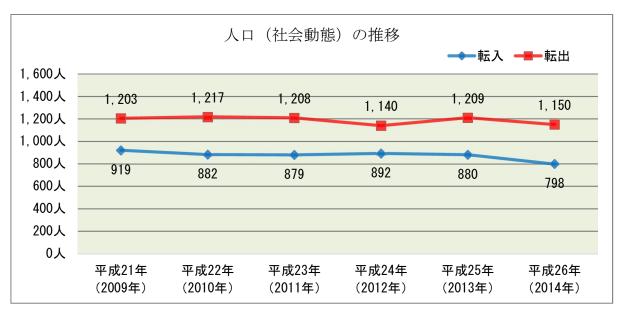


資料:国勢調査(平成17年·22年)

国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人数』(平成 27 年以降)



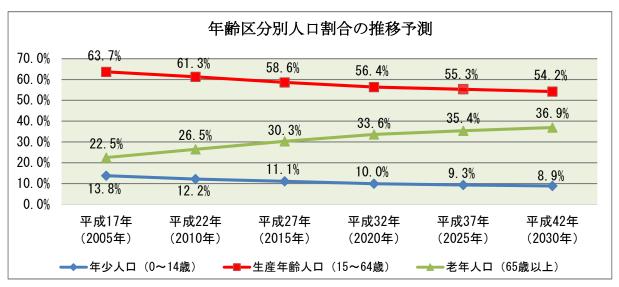
資料:市民環境課



資料:市民環境課

(2) 少子高齢化社会

年齢区分別人口割合では、生産年齢人口*割合(15~64歳)や年少人口割合(0~14歳)が減少傾向にある一方、老年人口割合(65歳以上)は年々増加しており、今後もその傾向が続くものと予想されており、更なる少子高齢化の進行が見込まれます。



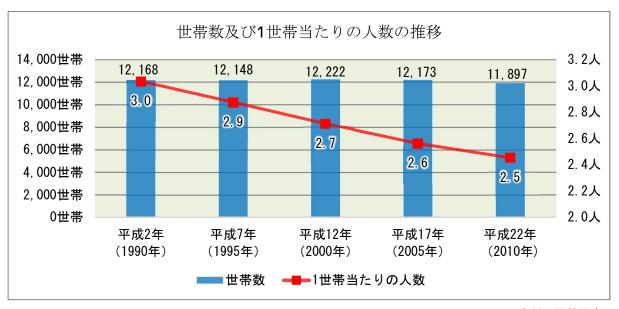
資料:国勢調査(平成17年·22年)

国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人数』(平成 27 年以降)

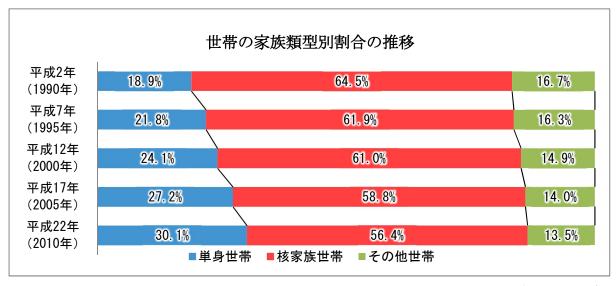
(3) 家族形態の変化

※[生産年齢人口]:年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、15 歳以上 65 歳未満の 人口のこと。 根室市の世帯数は、12,000 世帯台で推移していましたが、人口減少と比例し、平成 22 年 (2010 年) に 12,000 世帯を下回り、また、1 世帯当たりの人数も、平成 7 年(1995 年) に 3.0 人を割り込むなど、減少傾向が続いています。

このように世帯数が減少している状況において、核家族*世帯の占める割合が減少する一方で、単身世帯の割合が増加傾向にあるなど、家族形態が変化しています。



資料:国勢調査



資料:国勢調査

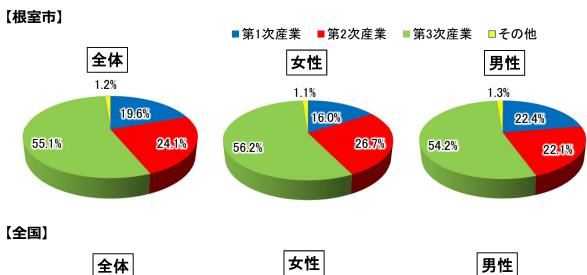
※[核家族]:①夫婦とその未婚の子ども、②夫婦のみ、③父親または母親とその未婚の子どものいずれからなる家族のこと。

(4) 就業構造について

①産業別就業人口割合

根室市の産業別就業人口^{**}割合は、全国と比較すると男女とも漁業を中心とした第1次 産業に従事する割合が高く、特に女性においては、第2次産業に従事する割合が全国と比 較し、非常に高くなっているなど、特徴が表れています。

産業別就業人口割合(根室市・全国)





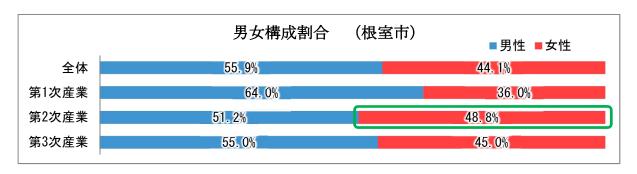
		第1次產	業	第2次産	業	第3次産	業	その作	也	合計
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
根	総数	2, 958	19.6%	3, 646	24. 1%	8, 315	55.1%	185	1. 2%	15, 104
室	女性	1, 065	16.0%	1, 778	26. 7%	3, 739	56. 2%	76	1. 1%	6, 658
市	男性	1, 893	22. 4%	1,868	22.1%	4, 576	54. 2%	109	1. 3%	8, 446
	総数	2, 381, 416	4. 0%	14, 123, 282	23. 7%	39, 646, 316	66.5%	3, 460, 298	5.8%	59, 611, 312
国	女性	936, 440	3. 7%	3, 660, 854	14.3%	19, 453, 809	76. 2%	1, 470, 579	5. 8%	25, 521, 682
	男性	1, 444, 976	4. 2%	10, 462, 428	30. 7%	20, 192, 507	59.2%	1, 989, 719	5. 9%	34, 089, 630

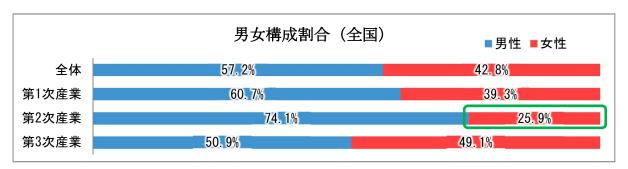
資料:国勢調査(平成22年度)

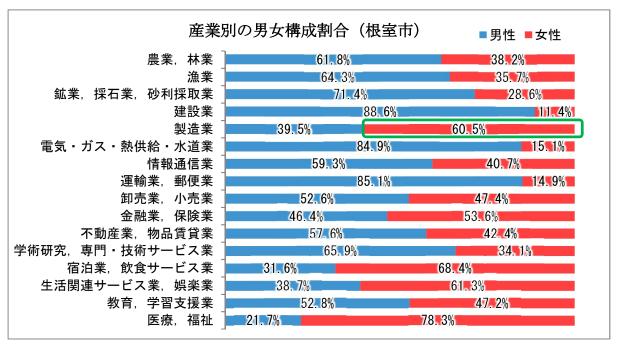
※[就業人口]:職業に就いて収入を得ている人口のこと。

②産業別·男女別構成割合

産業別・男女別構成割合では、全国と比較すると第2次産業における女性の就業者割合が非常に高く、特に水産加工業を中心とする製造業において、女性が6割以上を占めており、女性就業者が根室市の基幹産業である水産業を支えている状況を見ることができます。



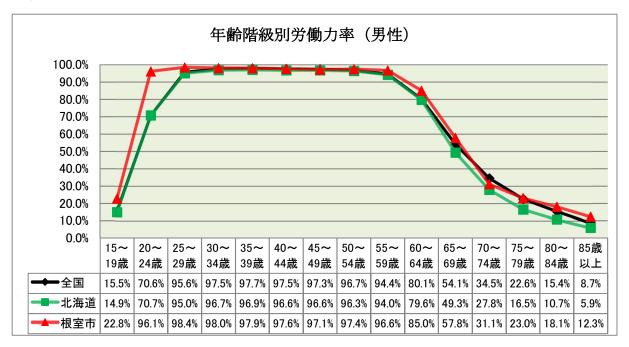


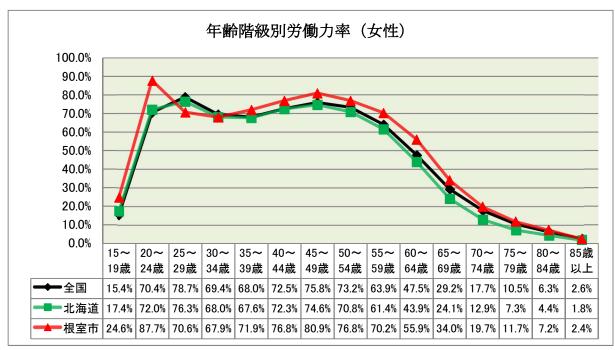


資料: 国勢調査(平成22年度)

③年齢階級別労働力率[※]

根室市では、全国・北海道と比べて、男女とも 20~24 歳の労働力率が高くなっていますが、 女性においては出産・育児期にあたる 20 歳代後半から 30 歳代にかけていったん減少し、その 後、再就職により上昇する M 字カープ^{**}を描くなど、全国・北海道と同様の傾向となっていま す。

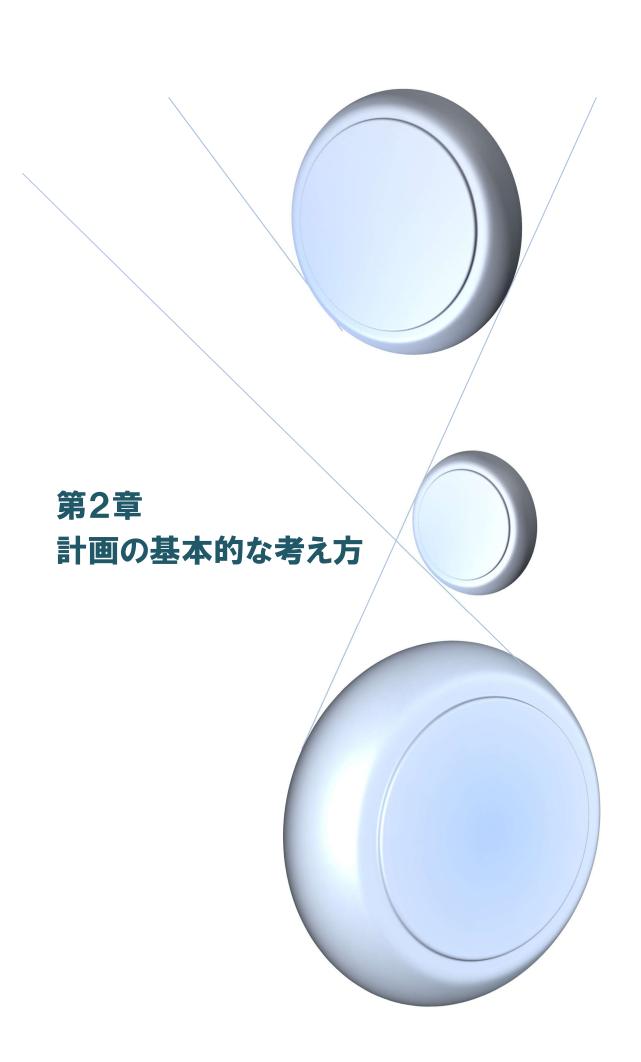




資料:国勢調査(平成22年度)

※[労働力率]:15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合のこと。

^{※[}M字カーブ]:女性の労働力人口の割合が 20 歳代でピークに達し、出産・育児期に落ち込んだ後、子育てが 一段落した後に再び上昇し、高齢になるにしたがってなだらかに落ちていくことで描かれる曲 線のこと。(日本における女性の就業形態の特徴を表すことば)



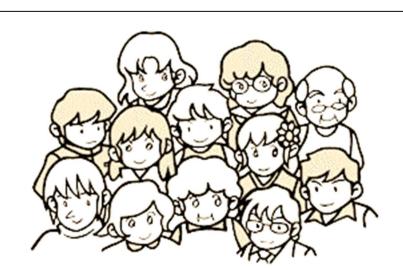
1 計画の基本理念

計画は、根室市における男女共同参画社会の実現を目的としており、「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

この男女共同参画社会基本法が掲げる理念を踏まえ、これまでの「根室市男女共同参画基本計画」に掲げた4つの基本理念を継承し、さらなる男女共同参画の推進を目指します。



- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立



2 計画の基本目標

計画の基本理念のもと、男女共同参画社会の実現を目指すため、次の4つの基本目標を設定し、施策を推進します。

【基本目標 I】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- 男女共同参画の推進のためには、一人ひとりがお互いを認め合い尊重し合う意識が必要であり、そのためには男女共同参画の考え方を市民に周知するとともに、性別による固定的な役割分担意識の解消を目指し、情報提供や啓発を行っていくことが必要です。
- そのために、学校教育や家庭・地域において市民のさまざまな学習機会をつくり、男女共同参画の意識形成を目指します。

【基本目標 Ⅱ】 男女の人権尊重と生涯を通じた健康への支援

- 男女を問わず一人ひとりが個人として尊重されるようDV*等の暴力を認めない環境をつくることが必要です。
- また、誰もが生涯を健やかに暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが重要であり、健康に対する意識の向上を図るとともに、各種健康診査等による疾病の早期発見や生活習慣病予防に努めるなど、生涯を通じた健康の増進を目指します。

【基本目標 Ⅲ】 男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援

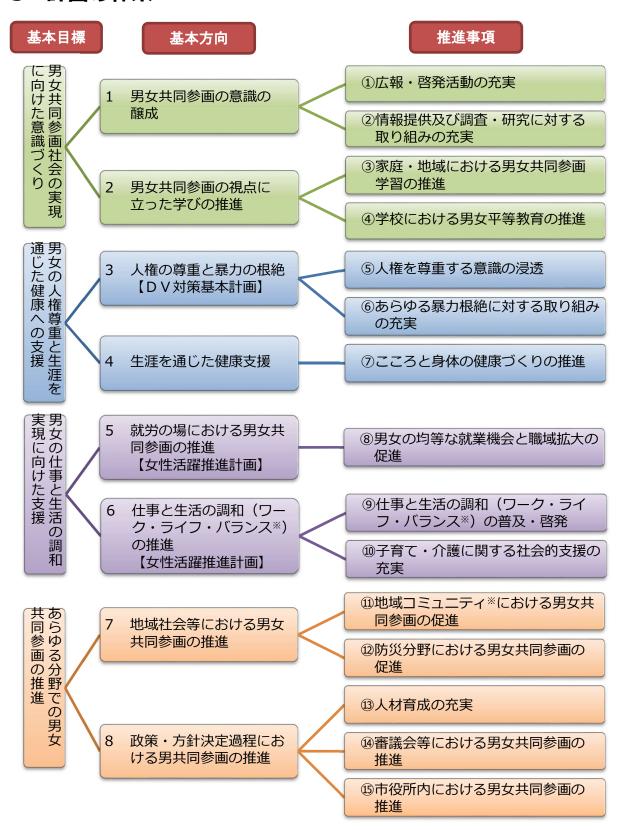
- 男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくりが必要です。
- そのため、長時間労働など従来の働き方を見直し、一人ひとりが仕事と家事、そして、育児や介護などといった段階に応じた多様な生き方、働き方が選択できる環境整備への支援の充実など、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)の実現を目指します。

【基本目標 IV】 あらゆる分野での男女共同参画の推進

- 男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野において参画することが必要です。
- 特に、地域においては、防災活動をはじめとする地域の絆づくりが重要であり、地域コミュニティ*活動を維持していくため、誰もが参加しやすい仕組みを構築し、男女が共に役割や責任を担い参画できる社会を目指します。

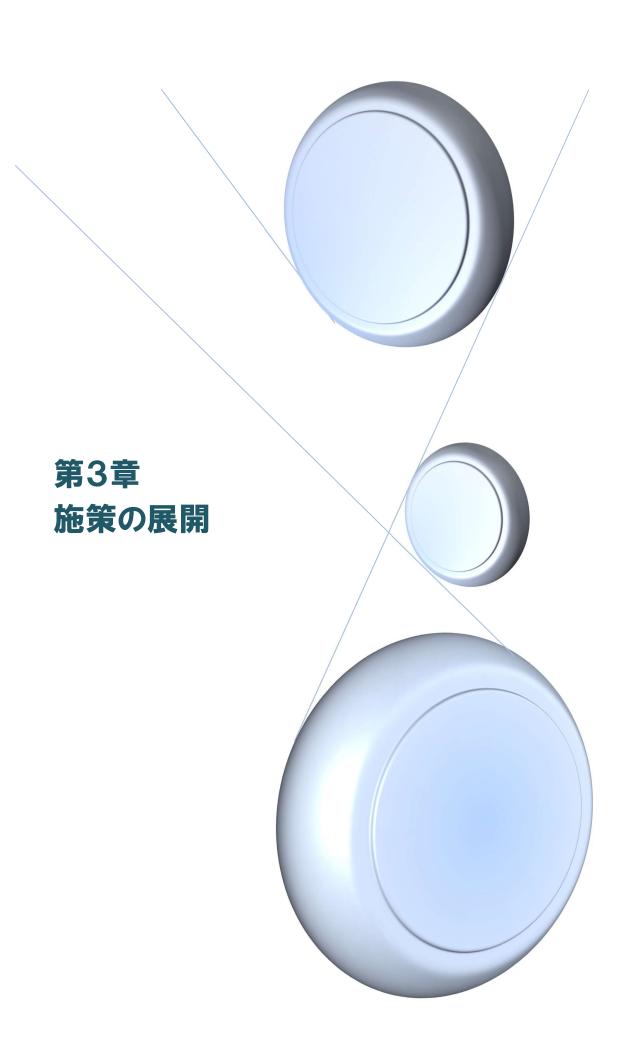
^{※[}DV()・メスティッケ・パイオレンス)]:配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったものとの間で起こる暴力のこと。 ※[ワーク・ライフ・パランス]:働くすべての方々が、「仕事」と「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる 働き方や生き方のこと。

3 計画の体系



※[ワーク・ライフ・バランス]:働くすべての方々が、「仕事」と「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる 働き方や生き方のこと。

^{※[}地域コミュニティ]:住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。



【基本目標 I】男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本方向1 男女共同参画の意識の醸成

<現状と課題>

平成 11 年の男女共同参画社会基本法制定後、根室市においては平成 16 年に「男女共同参画 基本計画」を策定し、男女共同参画の意識の醸成を図るため、講演会の実施や広報ねむろ等に よる啓発を進めてきました。

しかし、長い歴史の中で培われた社会の慣習・慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」という 言葉に代表される男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っています。

少子高齢化や人口減少が進行する現代においては、社会全体で性別にかかわらず社会の一員として自立し、責任を担うことが求められており、家庭、地域、職場など、社会のあらゆる場に根付いている性別による固定的な役割分担の意識を解消し、個々に応じた選択が無理なくできる社会を築くことが必要です。

推進事項① 広報・啓発活動の充実

施策	概 要	担当課
広報ねむろ・ホームページ等	男女共同参画についての理解を深めるため	総務課
による啓発	様々な広報媒体を活用し、意識の浸透を図 ります。	少子化対策推進室
啓発パンフレット等の活用	関係機関と連携し、各種パンフレット等を活用して、男女共同参画について啓発を行います。	少子化対策推進室
講演会・研修会の充実	講演会や研修会の充実を図り、広く市民に 参加を呼びかけ、男女共同参画の意識の高 揚に努めます。	少子化対策推進室 公民館
まちづくり出前講座による 普及・啓発	まちづくり出前講座を通じて、団体等に対し、男女共同参画について意識の普及・啓発 を行います。	総務課 少子化対策推進室

施策	概要	担当課
男女共同参画に関する資料等の収集と提供	男女共同参画に関する図書及び資料等を収 集するとともに、情報化の推進など利用し やすい環境整備や情報提供を行います。	図書館
男女共同参画に関する調査・研究の実施	男女共同参画に関する施策を推進していく うえで、現状や課題を把握するため、調査・ 研究を行います。	少子化対策推進室
事業所等に対する実態調査の実施	企業における男女共同参画への取り組みを 把握するため、既存調査の活用を含めた調 査方法等の検討など、関係機関と連携した 調査を行います。	商工観光課



基本方向2 男女共同参画の視点に立った学びの推進

<現状と課題>

家庭、地域、学校などで行われる教育や学習は、一人ひとりの自立や、個人としての生き方を尊重するとともに、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育むという、人間形成において重要な役割を果たしており、男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが男女共同参画に関して正しく理解することが何よりも重要です。

これからの社会を担う子どもたちの意識を育てるには、家庭、地域、学校での教育や学習が 非常に大きな役割を持っています。

このため、子どもたちに対しては、学校が発達段階に応じて、男女の相互理解と相互協力の 重要性など男女共同参画の意識を育てる教育が必要です。特に、進路指導においては、固定的 な性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力に合わせた取り組みが必要となります。

また、生活の基本となる家庭においては、幼少期から個々の人権が尊重されるよう保護者の 学習の場や情報提供が必要であり、地域においては、学校や家庭への支えとなるような取り組 みが求められます。

このように、男女共同参画社会の形成のためには、あらゆる世代、あらゆる機会、あらゆる場所において、男女共同参画に関する教育や学習の機会の充実が必要です。



推進事項③ 家庭・地域における男女共同参画学習の推進

施策	概 要	担当課
家事・育児講座等の実施	男女が協力して家事や育児に取り組み、家庭生活の充実を図るため、パパママ学級 [※] など基礎的な知識や技術を身につける講座を実施します。	こども子育て課 保健課 公民館
町内会やPTAなど各団体 への働きかけ	町内会やPTAなど各団体に対して男女共 同参画社会の理解と取り組みへの協力を求 めます。	市民環境課社会教育課
生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会の充実	関係機関と連携し、男女共同参画の視点を 取り入れた各種講座や研修会を実施するな ど、男女共同参画に関する生涯学習機会の 充実を図ります。	少子化対策推進室 社会教育課 公民館

推進事項④ 学校における男女平等教育の推進

施策	概 要	担当課
学校における男女平等教育 の推進	発達段階に応じて、男女の特性やお互いの 立場を理解するための男女平等教育を推進 します。	教育総務課
個性や能力に合わせた進路 指導等の推進	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育 てるため、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、男女の性 別にとらわれずに職業選択や生活設計でき るよう、個性や能力に合わせた進路指導等 を推進します。	教育総務課
教職員研修の充実	教職員が地域における男女共同参画の取り 組みを把握し、学校における男女平等教育 や個性を尊重する学校教育、進路指導を推 進するため教職員研修の充実に努めます。	教育総務課

※[パパママ学級]:産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくりを目的に行う公民館講座のこと。

【基本目標 Ⅱ】男女の人権尊重と生涯を通じた健康への支援

基本方向3 人権の尊重と暴力の根絶

<現状と課題>

人権は、人が生まれながらにして持つものであり、誰もがその人らしく幸せに生きるための最も基本的な権利であり、あらゆる人が、性別や年齢、生まれた家庭環境や社会的立場に関わらず、生涯にわたり、一人の人間として尊重される社会でなければなりません。

これまで、様々な取り組みが進められてきましたが、人々の意識や行動、社会の慣行の中には、様々な差別や偏見が残されています。このような中で、DV^{**}(配偶者やパートナーからの暴力)や職場等における地位を利用した悪質なセクシャル・ハラスメント^{**}などによる被害は後を絶たず、その被害者の多くが女性であることから、そのような暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

特にDV*やストーカー行為等の被害は深刻な社会問題となっており、インターネットやSNSの普及に伴い、暴力等は一層多様化している状況です。しかし、DV*は外部から発見されにくく、個人や家庭内の問題と考えられる傾向にあり、周囲が気づかないうちに暴力が徐々にエスカレートし、長期化・深刻化する可能性があります。また、こうした暴力を目撃した子どもは、今後の成長過程において大きな影響を与える可能性があることから、児童虐待防止対策の一環として取り組む必要があります。

※配偶者等からの暴力防止のための啓発や被害に対する相談支援などを推進するために、計画の基本方向3をDV防止法に基づく「DV対策基本計画」として位置付けます。



推進事項⑤ 人権を尊重する意識の浸透

施策	概要	担当課
人権啓発活動の活性化	関係機関と連携し啓発資料を配布するなど、 人権尊重意識の浸透を図ります。	市民環境課
関係機関と連携した相談支援体制の整備	「女性の人権ホットライン」などの相談窓口 等の情報提供を行うとともに、関係機関と連 携して、人権相談を支援します。	市民環境課
人権教育の推進	人権に対する意識の浸透を図るため、関係機 関と連携した人権教育を推進します。	教育総務課社会教育課

推進事項⑥ あらゆる暴力根絶に対する取り組みの充実

施策	概 要	担当課
あらゆる暴力根絶に向けた 意識の啓発	暴力が犯罪となる行為を含む重大な人権被害であることについての理解を深めるとともに、DV*被害者が、DV*であることを認識し、また、周囲も早期に気付くことができるよう意識啓発に取り組みます。	市民環境課 社会福祉課 児童相談室
児童虐待防止対策の推進	保育所や幼稚園、学校、地域と連携・協力し、 児童虐待の早期発見に努めるとともに、児 童相談所、警察等の関係機関と連携し、児童 虐待の予防・未然防止を図ります。	こども子育て課 児童相談室 社会福祉課 保健課 教育総務課 社会教育課
関係機関等との連携	暴力根絶に向け、地域や関係団体等と連携 した相談・支援体制の構築を推進します。	市民環境課 社会福祉課 児童相談室
相談窓口の周知	DV [*] 被害者などがすぐに相談できるように、様々な機会を通じて、相談窓口の周知を図ります。	市民環境課児童相談室

基本方向4 生涯を通じた健康支援

<現状と課題>

生涯にわたって心豊かにいきいきと暮らすためには心身ともに健康で、男女がお互いを十分 に理解し合い、思いやりを持つことが男女共同参画を推進するうえでも重要です。

こうしたことから、男女の身体的な違いの理解を深めるとともに、心身の健康についての正 しい知識を習得し、自分自身で健康管理ができるように、健康診査や健康相談体制の充実を図 る必要があります。

特に、女性は妊娠と出産を経験する可能性があり、男性と異なる様々な健康上の問題に直面することから、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケアまでを含めた健康施策に取り組む必要があります。

このため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ[※](性と生殖に関する健康/権利)」に関する正しい認識と理解を深める取り組みを推進するとともに、妊娠・出産や育児不安の高い時期の相談体制の充実など切れ目のない支援を展開する必要があります。

また、近年は、性情報の氾濫や、薬物・喫煙など若年層における社会問題が多様化していることから、子どもたちの発達段階に応じた教育を実施し、正しい知識の習得及び意識啓発に向けた取り組みが重要となります。



※[リプロダクティブ・ヘルス]:性と生殖に関する健康を意味し、ライフスタイルに合わせた選択する健康概念のこと。

※[リプロダクティブ・ライツ]:性に関する健康を享受する権利のこと。

推進事項⑦ こころと身体の健康づくりの推進

施策	概 要	担当課
健康教育の推進	生涯にわたって自分の健康は自分で管理 し、心豊かに生き生きとした生活を送るこ とを目指した健康教育を推進します。	保健課
健康相談体制の充実	健康に関するさまざまな悩みや不安を解消 する相談体制の充実に努めます。	保健課
女性の健康の保持増進	女性特有の病気への理解を深めるととも に、基本健康診査や各種がん検診などの受 診を促進し、疾病の早期発見、早期治療を推 進するなど生涯にわたる健康づくりを支援 します。	保健課
妊娠・出産・育児に関する知識 の普及と相談体制の充実	母子健康手帳の交付、妊婦・育児相談を通じ て正しい知識の普及を図るとともに、不安 解消に向けた相談体制の充実を図ります。	保健課
性と生殖に関する健康/権利(リプ゚ロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての知識の普及	男女の特性に応じた健康づくりを推進する ため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ **」の考え方を踏まえた意識啓発に努めま す。	保健課
生涯にわたるスポーツ・レク リエーション活動の推進	各ライフステージに応じた体力づくりや健康づくりに気軽に参加できるよう、市民ニーズを取り入れた、スポーツ・レクリエーション活動の機会を提供します。	社会体育課
学校における健康教育の推進	薬物・喫煙などによる健康被害への理解を 深めるための健康教育を推進するととも に、広報・リーフレット等による啓発活動の 充実を図ります。	市民環境課 教育総務課 社会教育課
学校における性教育の充実	性に関する正しい知識を持ち、生命や人権 を尊重する心を育成するため、児童生徒の 発達段階に応じた性教育の充実を図りま す。	教育総務課

【基本目標 Ⅲ】男女の仕事と生活の調和実現に向けた支援

基本方向5 就労の場における男女共同参画の推進

<現状と課題>

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要であり、働く環境においては、労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの改正により、制度上では男女平等が徐々に進んできましたが、依然として結婚や出産を機に退職する女性が多い状況となっています。

また、少子化高齢化の進行により、労働力不足が懸念されており、働きたい人がその能力を発揮できる環境を整備することは、社会経済の安定のためにも重要な課題です。



こうしたことから、男女が性別にかかわらず、差別なく働くことができるためには、企業や事業所において、男女間の格差をなくし、セクシャル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*対策を推進し、働きたい人が働き続けられるための支援や、働き方の見直しの理解などの取り組みが不可欠です。

そのためには、一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、企業や事業所に対し男女共同参画 に関する啓発などを効果的に推進していくことが重要です。

※女性の職業生活における活躍を推進するために、計画の基本方向 5 を女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」として位置付けます。

※[セクシャル・ハラスメント]:相手を不快にさせる性的な言動や行為のこと。

※[マタニティ・ハラスメント]:妊娠や出産した方に対して精神的・肉体的な嫌がらせのこと。

推進事項⑧ 男女の均等な就業機会と職域拡大の促進

施策	概 要	担当課
関係法令等の周知・啓発	「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、 「女性活躍推進法」などの周知と啓発を図 ります。	商工観光課
企業における職域拡大の促 進	企業への意識啓発を図り、性別による固定 的な役割分担にとらわれない、職域の拡大 を促進します。	商工観光課
女性の就業・創業支援に関する情報提供	「根室なでしこバンク」を設置し、女性の潜在力や就労ニーズ調査などの情報収集を行うほか、女性の勤労に対する動機付け・意識改革を促す情報提供など、就労等に向けた支援を行います。	商工観光課
就労相談の充実と情報提供	関係機関と連携し、就労に関する各種相談 体制の充実と、関連情報の提供に努めます。	商工観光課
起業への支援	U・I ターン [※] 者向け創業支援、空き店舗出店支援など、関係機関と連携し、起業に向けた支援を行います。	商工観光課
職業能力開発の支援の促進	市内企業と連携し、職場体験実習や各種資格取得支援を行い、個々の適正や能力、希望職種に合った総合的な職業能力開発支援を促進します。	商工観光課
セクシャル・ハラスメント*・ マタニティ・ハラスメント* 防止の啓発	男女の働きやすい環境を作るため、企業に おけるセクシャル・ハラスメント*やマタニ ティ・ハラスメント*防止を呼びかけるな ど、意識啓発に努めます。	商工観光課

基本方向6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

<現状と課題>

男女がともに、多様な生き方が尊重され、その個性と能力を発揮して、あらゆる分野に参画し、また、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランス[※]を実現し、仕事と生活のそれぞれの場面で責任と喜びを分かち合うことが不可欠です。

しかしながら、長時間労働などにより、仕事と子育てや介護の両立に対する悩みなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られるなど、将来への不安や豊かさを実感できないことが社会の活力低下などに繋がっています。

このため、男女が共に協力し合い、仕事や家庭、地域生活等において、能力を発揮する機会を確保し、喜びと生きがいを実感することができる社会を目指すため、就業環境の見直しや、子育て支援や介護等に係る家族への支援を積極的に取り組める環境の整備など、企業等の関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス*の推進を図ることが必要です。

※女性の職業生活における活躍を推進するために、計画の基本方向5を女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」として位置付けます。

推進事項9 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発

施 策	概 要	担当課
広報、啓発活動の推進	パンフレット等による広報、啓発活動を行い、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス [※])への理解促進を図ります。	
講演会、セミナーの開催	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス*) に関する意識の啓発を図るため、講演会やセミナーなどを開催します。	少子化対策推進室

推進事項⑩ 子育て・介護に関する社会的支援の充実

施策	概要	担当課
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等の保育所入所に配慮すると ともに、関係機関と連携し、就労に向けた 支援など、生活の安定と心身の健全な育成 を支援します。	こども子育て課 社会福祉課
特別保育事業の実施	多様な就労形態に対応した延長保育や一時 保育など保育サービスの充実を図ります。	こども子育て課
留守家庭児童会等の充実	保護者の就労などを支援するため、その子 どもたちの放課後等における適切な遊びや 生活の場となる留守家庭児童会等の充実を 図ります。	社会教育課
介護に関わる人材の育成・確 保	高齢者や障がい者の介護に関わるボランティア等の養成を図るため、専門員による研修等を実施して人材確保に努めます。	介護福祉課社会福祉課
介護サービスの充実	特別養護老人ホームや老人保健施設と連携を図り、デイサービス [*] やショートスティ [*] など介護サービスの充実を図ります。	介護福祉課
子育てや介護に関する相談 体制の充実	子育てや介護についての悩みなど気軽に相 談できるよう、利用者の立場に配慮した相 談体制づくりを推進します。	こども子育て課 介護福祉課
子育て・介護世帯の支援	子育て・介護世帯から排出される紙おむつ を無料で回収し、経済的な負担軽減を図り ます。	こども子育て課 介護福祉課
介護支援施策の充実	在宅介護支援センター等と協力して、家族 介護教室を開催するなど、家族の負担軽減 に向けた取り組みを推進します。	介護福祉課

【基本目標 IV】 あらゆる分野での男女共同参画の推進

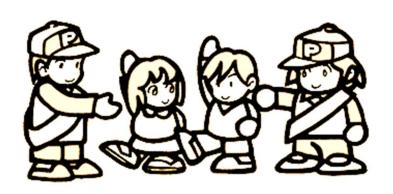
基本方向7 地域社会等における男女共同参画の推進

<現状と課題>

近年、地域社会においては、住民同士の交流が減少し、地域への帰属意識の低下や人間関係 の希薄化などにより地域のあり方が変化しています。

人々にとって最も身近な暮らしの場として、地域で抱えるさまざまな課題・ニーズを解決する地域コミュニティ*の重要性が高まっており、心豊かで住みよいまちづくりを進めるためには、男女が協力して地域社会における役割と責任を担い、地域活動に参画しやすい環境を整備することが必要です。

また、東日本大震災では、男女のニーズの違いなどから避難所運営などにおいて、様々な問題が浮き彫りとなり、防災や減災活動に男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が認識されるとともに、地域の絆や共助の精神などといった地域が担う役割の大切さを改めて感じる機会となりました。



このため、地域の絆や共助の精神といった地域の力の維持向上を図り、男女がともに積極的に地域活動へ参画し、「支え合い」、「助け合い」、「声掛け」、「見守り」等による「顔の見える地域づくり」を進めていく必要があります。

推進事項⑪ 地域コミュニティにおける男女共同参画の促進

施策	概要	担当課
町内会や P T A など各団体 への働きかけ (再掲)	町内会やPTAなど各団体に対して男女共 同参画社会の理解と取り組みの協力を求め ます。	市民環境課社会教育課
養成・体験講座の実施	各種ボランティア体験講座を実施するな ど、人材の養成に努めます。	公民館
人材バンク [※] の充実	人材バンク [*] の趣旨について、広く周知を図り、ボランティアの人材確保に努めます。	社会教育課
市民活動等への支援体制の整備	団体、サークル紹介など市民活動に関する 情報提供を行うとともに、活動への支援な ど市民活動の活性化を図ります。	総合政策室

推進事項② 防災分野における男女共同参画の促進

施策	概要	担当課
防災対策の推進	男女のニーズの違いに配慮した備蓄品整備をはじめ、避難所運営訓練、出前講座などにおいて、あらゆる視点を踏まえた取り組みを推進します。	総務課
地域における防災活動の推進	消防団、自主防災組織における男女それぞ れの視点を取り入れた住民主体の防災活動 を推進します。	総務課消防本部
傷病者等への対応	男女それぞれのプライバシーなどに配慮し たきめ細かい処置等を行うために、救急活 動の充実を図ります。	消防本部



基本方向8 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現のためには、様々な意思や方針の決定の場において、男女が対等に 参画し、お互いの意見を反映させた取り組みが必要であるとともに、男女がともに能力を発揮 できる環境づくりが大切です。

市民の意見を反映させる市の審議会などにおいても、男女がともに参画し、お互いの意見を 尊重した調和のとれた意識決定が重要な課題となっており、男女比率の均衡を図るための取り 組みを進めてきましたが、今もなお、男女共同参画への取り組みが十分とはいえない状況とな っています。

しかし、審議会等の男女比率の均衡を図るだけでなく、市民が政策・方針決定過程の場へ積極的に参画するためには、能力の開発と発揮を促進する取り組みが重要であることから、人材を育成する機会を充実させ、自らが意欲を持って積極的に行動できる環境づくりが必要です。

また、市役所における女性職員の割合に対し、管理職(部長及び課長職)及び主査職の男女 比率が大きく偏っていることから、引き続き長期的視野に立った人材育成やワーク・ライフ・ バランス^{*}の推進等に取り組む必要があります。

このように豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、あらゆる分野で個性と能力が十分に発揮することが重要です。

推進事項(3) 人材育成の充実

施策	概 要	担当課
研修会の実施	農業や水産業など、各産業において中核を 担うリーダー育成のため、研修機会の充実 を図ります。	水産港湾課 農林課 商工観光課
セミナーの充実	女性セミナー運営委員会と連携し、女性の 視点による地域・生活課題の学習内容の一 層の充実に努めます。	公民館

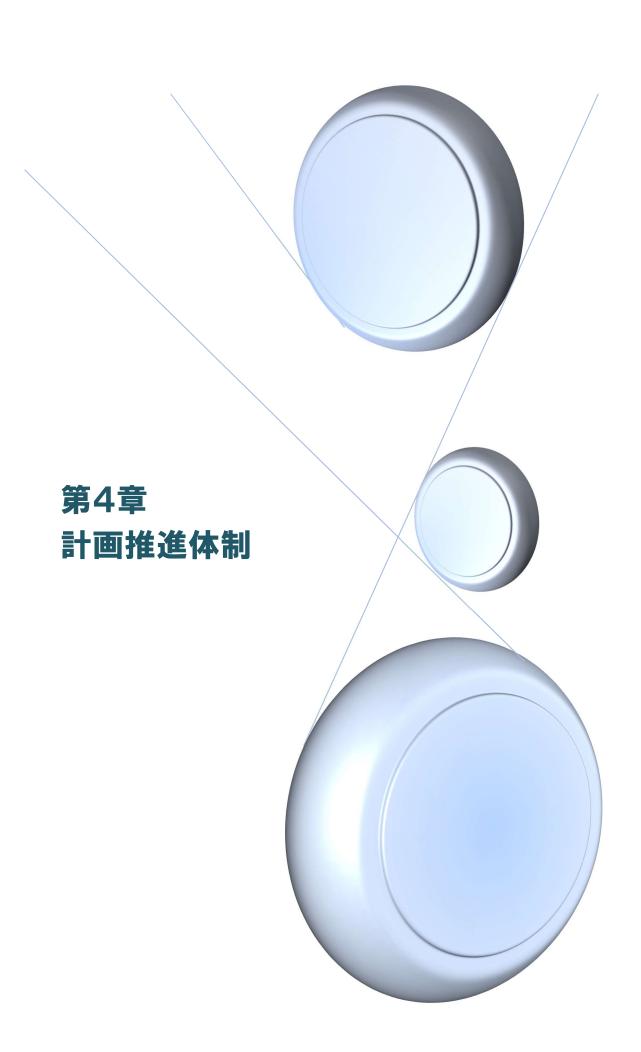
推進事項④ 審議会等における男女共同参画の推進

施策	概 要	担当課
審議会委員等における男女	各種審議会等における男女の登用状況につ	総務課
比率の均衡	いて定期的に把握・公表するとともに、委員	関係課
	構成の見直しを図るなど男女比率の均衡に	
	努めます。	

推進事項⑤ 市役所内における男女共同参画の推進

施策	概 要	担当課
「特定事業主行動計画(女性職員の活躍のための計画)」 の策定・推進	女性職員の採用比率や管理職比率などの状況把握・分析を行うとともに、定量的目標や具体的取組内容を定め、市役所内における女性の活躍を推進します。	総務課 消防本部 病院事務局
ワーク・ライフ・バランス [*] の推進	次世代育成支援対策法*に基づく「特定事業 主行動計画」の推進と定着を図り、子を持つ 職員等が働きやすい環境づくりに努めま す。	総務課





1. 住民の参画と協働の推進

一人ひとりが暮らしやすいまち、ずっと住み続けたいと思うまちは、性別にかかわらず、大 人も、子どもも、高齢者も、障がいのある人も、あらゆる人々の人権が守られたまちです。

計画を推進し、男女共同参画社会の実現を図るためには、さまざまな分野で、自主的な活動 に取り組む住民や関係団体、事業者等と根室市とのパートナーシップが欠かせません。根室市 では、これらのパートナーと協働しながら、男女共同参画社会の実現を目指します。

2. 市役所における推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、現状・課題等を踏まえながら関係課が連携し、取り組みを進めます。

また、男女共同参画の視点を取り入れた研修などを通じて、職員一人ひとりの意識向上に取り組みます。

3. 国・北海道等との連携

計画を推進するにあたっては、情報の収集・交換をはじめ、国や北海道など関係機関と十分な連携を図りながら、施策の効果的な展開に努めます。

4. 計画の進行管理

計画をより実効性のあるものとするため、計画に基づく各施策の進捗状況を定期的に調査・検証を行います。

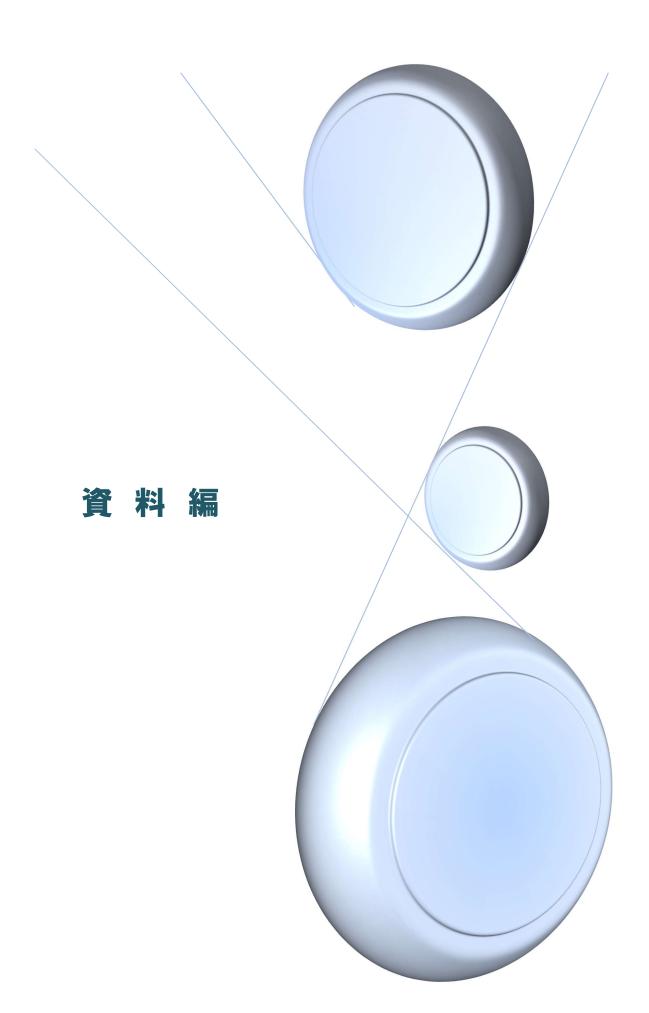
5. 成果指標

男女共同参画社会を推進するため、その指標として目標値を次のように設定します。

	1百 日	現状値	目標値	目標値
	項 目	(H26)	(H32)	(H37)
1	生活全般を通して男女が平等であると 思う人の割合	-	30%	50%
2	「ワーク・ライフ・バランス [*] 」の言葉 について知っている人の割合 ※女性活躍推進計画に基づく指標	-	40%	50%
3	「パパママ学級 [※] 」への男性の参加率	25.9%	40%	50%
4	地域や審議会等への女性の参加率	20.6%	25%	30%

※[ワーク・ライフ・バランス]:働くすべての方々が、「仕事」と「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる 働き方や生き方のこと。

※[パパママ学級]:産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくりを目的に行う公民館講座のこと。



○根室市男女共同参画基本計画策定懇話会設置要綱

根室市男女共同参画基本計画策定懇話会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、根室市男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)策定に関し、広く市民から意見を求めるため、根室市男女共同参画基本計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 懇話会は、基本計画策定に関し、意見交換及び提言を行う。

(組織)

- 第3条 懇話会は、市長が委嘱する者(以下「委員」という。)13名以内で組織する。
- 2 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、懇話会を招集し、会議の議長となる。
- 5 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画策定の日までとする。

(報酬等の支給)

- 第5条 委員の報酬は無報酬とする。ただし、予算の範囲内において費用弁償を支給する。 (庶務)
- 第6条 懇話会の庶務は、総合政策部少子化対策推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 最初に開催する懇話会は、第3条第4項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成27年4月1日訓令第47号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

根室市男女共同参画基本計画策定懇話会委員名簿

任期 自:平成26年9月8日

至:基本計画策定の日

(平成28年3月22日)

役 職	委員氏名	所 属
会 長	菊 地 幹 夫	根室商工会議所 (経済団体関係者)
副会長	北村明教	根室市町会婦人部連絡会 (住民団体関係者)
	丸 山 マサル	根室市町会連合会 (住民団体関係者)
	能村英子	根室商工会議所女性会 (経済団体関係者)
	魚谷直世	一般社団法人 根室青年会議所 (青年団体関係者)
	苫谷祐子	根室更正保護女性会 (女性団体関係者)
	小林夕貴	子育てサークルHC&M[ハッピーチャイルド アント ゙ママ] (子育てサークル関係者)
	前田晶子	子育てサークルHC&M[ハッピーチャイルド アンド ママ] (子育てサークル関係者)
	佐田ひめ子	社会福祉法人 根室市社会福祉協議会 (福祉団体関係者)
	原中隆志	根室市小中学校教頭会 (学校教育関係者・H27.4.20から)
	角田牧子	根室市小中学校教頭会 (学校教育関係者・H 2 7. 4. 19まで)
	辻 由子	一般公募
	佐々木 香 織	一般公募

根室市男女共同参画基本計画 (平成 27 年度~36 年度)

平成 28 年 3 月

(発 行) 根室市

(問い合わせ) 総合政策部少子化対策推進室

根室市常盤町2丁目27番地

電 話 0153-23-6111

fax 0153-24-8692